

# 国税の納付手段の多様化 (コンビニ納付の導入)

国税庁徴収部管理課 課長補佐 岩淵 浩之

## 1 はじめに

国税については、納税者の一人一人が、自ら税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する申告納税制度を原則としています。

申告された国税の納付手段としては、①金融機関（日本銀行）や税務署（国税収納官吏）窓口での金銭等による納付、②振替納税（口座振替）による納付及び③インターネットバンキング等を利用した電子納税などの方法があり、平成20年1月からは、納税者の利便性の向上を図る観点から、新たにコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）での納付を導入することとしています。納税者は、これらのいずれかの方法を選択して、法令に定める期限までに申告した税額を納付することとなります。

本稿では、新たに導入する国税のコンビニ納付を中心に、国税の納付手段の現状及び現在検討している納付手段の今後の導入に向けた見通し等について、説明を行います。

なお、文中の意見にわたる部分は個人的見解であることをお断りしておきます。

## 2 国税の納付手段の現状

### (1) 金銭等による納付

国税の納付方法については、全国約40,000箇所の金融機関（日本銀行代理店等）や所轄の国税局・税務署の窓口において、納付書に金銭又は一定の有価証券を添えて納付するのが原則であり、国税の納付件数の多くはこの方法を利用したものとなっています。

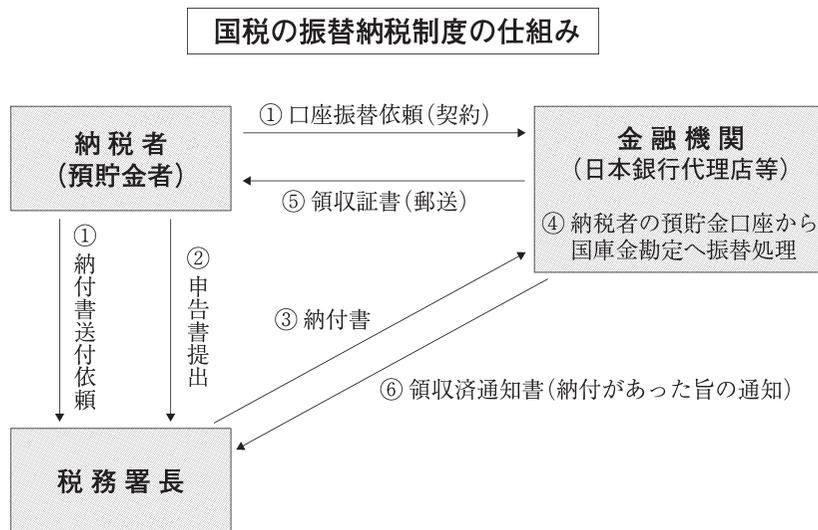
金銭等で納付する場合、納税者は、納付場所まで出向き、取扱窓口が開いている時間（原則として金融機関の場合15時（郵便局は16時）、税務署の場合17時まで）の中で納付手続を行うこととなります。

### (2) 振替納税

申告所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税については、納税者が予め預貯金先金融機関との間で口座振替契約を行い、税務署長に対しては納付書送付依頼書を提出することで、預貯金口座からの引き落としにより納税ができる振替納税（口座振替）を利用することができます（図1参照）。

振替納税は、納税のために金融機関等へ出向く必要がなく、納税額に見合う預貯金残高を準備しておけば、振替納付日を失念してい

図 1



でも自動的に納税が完了するなど便利で安全な納付方法となっています。

税務署では期限内納付の推進を図るため、振替納税の積極的な推進を図っており、平成18年分の申告所得税確定申告分では、約6割の納税者が利用し、平成18年分の個人事業者の消費税及び地方消費税については、約8割の納税者が利用しています。

振替納税については、納税者にとっての利便性が高く、期限内納付の推進に寄与するものである一方、税務署では振替納税に係る事務が増加し、また、本来の納期限後に振替納税の口座引落とし手続（国庫金勘定への振替）を行う場合があることから、普遍的な納付手段とせず、利用税目を申告所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税に限定しています。

### (3) 電子納税

電子納税は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）が提供するサービスの一つであり、自宅や事務所に居ながらにして、インターネットバンキング等を利用し、国税の納付を行うものです。

この電子納税は、所得税や法人税をはじめ全税目の利用が可能であり、納税のために金融機関等へ出向く必要がなく、税務署や金融機関の窓口が開いている時間に関係なく納税が可能であるなど、納税者にとって大変便利なものとなっています。

電子納税の導入は比較的新しく、平成16年2月から名古屋国税局管内において先行導入し、同年6月からは全国で運用を開始しました。平成18年度（平18.4.1～平19.3.31）における納付手続（納付に必要な諸手続の件数を含む。）の利用件数は約21万件であり、平成19年度においては、年度の途中である平成19年10月31日現在で既に前年度の件数を上回り、約32万件と大幅に増加しています。しかしながら、電子納税の利用件数は、納付件数全体から見るとまだまだ僅かなものであり、今後一層の利用推進を図る必要があります。

国税庁では、この電子納税の利用拡大を図る観点から、各金融機関に対し、納税者が電子納税を行うために必要なペイジー（税金・各種料金払込みサービス）に対応したインターネットバンキング、ATM等の早期整備や

その利用拡大等について協力を要請しているところ です。

### 3 コンビニ納付の導入

国税のコンビニ納付については、平成19年度税制改正において、国税通則法等の改正により、国税庁長官の指定を受けた納付受託者（コンビニ）に対して国税の納付を委託することができる制度が創設されたことを受け、平成20年1月21日から、全国の国税局・税務署において運用を開始します。

このコンビニ納付の導入により、納税者にとっては、金融機関や税務署の窓口が開いていない夜間や休日においても納税手続が可能となるほか、従来の約40,000箇所の金融機関に加え、新たに40,000箇所を超えるコンビニ店舗で国税の納付手続が可能となるなど、納税者の利便性

の向上が図られることとなります。

また、コンビニ納付の導入は、納税者の利便性が向上することから、国税の収納の確保にも資するものと考えています。

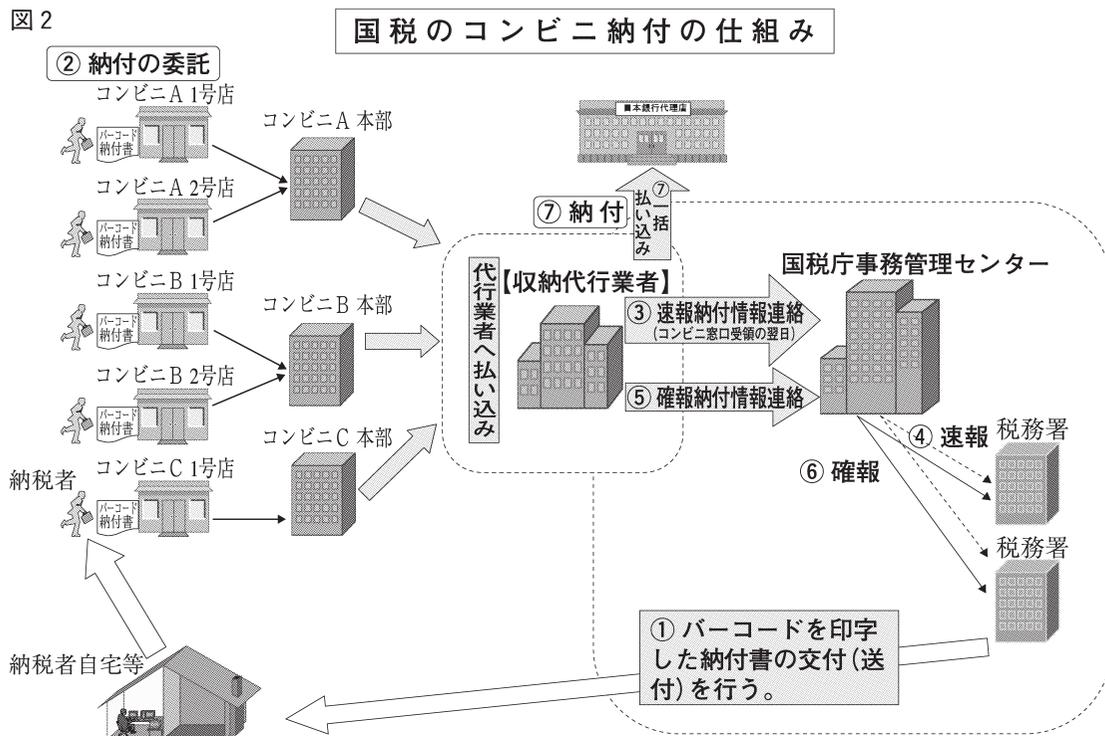
それでは、新たに導入するコンビニ納付の概要について説明します。

#### (1) コンビニ納付の仕組み

納税者は、税務署から交付（送付）されたバーコード付納付書と金銭を国税庁長官が指定したコンビニ（納付受託者）に交付し、国税の納付を委託します。

納税者から国税の納付の委託を受けたコンビニでは当該国税を、収納代行業者を介して、法令で定める期限までに日本銀行代理店等に納付するとともに、納付の委託を受けた情報を当庁へ連絡することとなります（図2参照）。

図2



なお、納税者からコンビニ（納付受託者）が国税の納付の委託を受け、委託を受けたコンビニが納付する仕組みとなっているのは、現在、国税を収納できるのは、日本銀行（代理店等を含む。）及び税務署等の職員（国税収納官吏）に限られていることによります（会計法第7条、国税通則法第34条）。

## ② コンビニ納付の対象

国税のコンビニ納付は、納付金額を含む納税に必要な情報を織り込んだバーコード付納付書を使用する必要があります。このため、申告等がなく納税額が確定していないものについては、納付金額をバーコードに格納することができないため、コンビニ納付の対象とはなりません。

また、コンビニ納付が可能な金額を30万円以下としていますが、これは各コンビニ間の取決めによる取扱金額の上限金額に合わせたものです。

バーコード付納付書は、納付金額が30万円以下で次のような場合に所轄の国税局・税務署で発行することとなります。

- ア 確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税等）
- イ 督促・催告を行う場合（全税目）
- ウ 賦課課税方式による場合（各種加算税）
- エ 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合（全税目）

## ③ 納付受託者の指定等

納付受託者として国税の納付事務を取扱うコンビニについては、国税庁長官が国税の納付に関する事務を適正かつ確実に実施することができるなど認められるなど法令に定める要件に適する者を指定することとされています。

今般、納付受託者の指定を受けて、国税の納付を委託できるコンビニは次のとおりであり、その店舗数の合計は全国で40,000店舗を超えています。

### 【利用可能なコンビニ】

am/pm、エブリワン、くらしハウス、コストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、セーブオン、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、HOT SPAR、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

## 4 その他の納付手段について

### (1) クレジットカード納付

現行の日本におけるクレジットカード決済では、支払を受ける者（販売店等）が決済額の一定率に相当する手数料を負担するのが一般的となっています。国税については、納税額が定額ではなく、少額から高額なものまで様々なものがありますが、クレジットカードで国税を納付する場合、現状では、こうした納税額の一定率に相当する手数料を国が負担することとなります。

この手数料の要素には、クレジットカード会社が利用者から支払を受けるまでの間の金利負担分や利用者に利益を還元するポイントサービス等の費用負担分など、本来クレジットカード利用者が負担すべき性格のものが大きな部分を占めており、こうした性格の手数料を国が負担することは適当でないと考えられます。

したがって、クレジットカード払いによる納付については、現状ではその導入は困難であると考えられますが、納税者の利便性の向

上に寄与するものであり、納税者負担を含めた手数料負担の在り方等諸課題について、引き続き検討を行うこととしています。

所得税、法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税など)であれば全て対象とすることが可能となります。

## (2) 電子納税に係る新収納方式の導入

電子納税については、国税庁の組織を挙げ、利用拡大に取り組んでいるところですが、納税者からは、電子納税を利用しない理由として、インターネットバンキングの契約が必要なことや法人がインターネットバンキングを利用する場合は手数料負担が必要であること等が挙げられています。

そこで、当庁では、事前に金融機関と税務署に届出をしておけば、電子申告等を行うだけで、指定した預貯金口座から即時に納税が完了する電子納税の新たな収納方式の導入を図ることとしています(図3参照)。

この収納方式では、インターネットバンキングに係る契約や利用手数料が不要であり、電子申告等の際に本方式を選択するだけで納付が可能であるなど現行の電子納税にはない利点があり、電子申告等が可能な税目(申告

## 5 おわりに

民間における決済手段の進展は著しく、本稿において取り上げた決済手段以外にも電子マネーなど様々な決済手段の利用が進んでいます。国税の納付手段については、こうした民間における状況を踏まえつつ、納税者の利便性やコスト・ベネフィット等を勘案し、その多様化について検討を進めていく必要があります。

国税は、納税者が自ら申告し、申告した税額を自ら納付する申告納税制度を原則としており、この申告納税制度が円滑に機能するよう納税環境の整備を図っていくことは、国の責務であると考えられます。当庁では、納税者が自ら期限までに納付する自主納付態勢を確立するべく、今後も、納付手段の多様化に不断に取り組み、納税しやすい環境の整備に努めていくこととしています。

図3

